

沖縄県在宅医療提供体制強化支援事業実施要領（案）

第1 趣旨

沖縄県在宅医療提供体制強化支援事業の実施に関する取扱いについては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 目的

この事業は、在宅医療提供体制の整備及び強化に係る取組に対し補助を行い、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

第3 事業の実施主体

第8次沖縄県医療計画において、在宅医療に必要な連携を担う拠点（以下「連携拠点」という。）として位置づけた北部地区医師会、中部地区医師会、南部地区医師会、那覇市医師会、浦添市医師会を、本事業の実施主体とする。

なお、宮古・八重山医療圏における連携拠点の在り方については、各医療圏に所在する市町村及び地区医師会等の関係者と協議を継続したうえで、必要に応じ本事業の対象とすることを検討する。

第4 事業内容

本事業を実施するコーディネーターを配置し、次に掲げる取組を通して地域における包括的かつ継続的な在宅医療提供体制を構築する。

- (1) 在宅医療提供体制における課題の抽出及びその対応策を検討する会議の開催
 - (2) 在宅医療提供体制の強化を目的とする取組
- 2 前項第1号については、県が議題を提案する次に掲げる協議の場として活用することに協力する業務を含むものとする。
 - ア かかりつけ医機能報告制度における協議の場
 - イ 新たな地域医療構想における外来・在宅、介護連携に関する調整の場
 - ウ 介護保険事業計画の作成に向けた県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場
 - 3 第1項第2号については、別表に例示する取組を参考に、地域の実情を踏まえ必要な取組を順次実施するものとする。
 - 4 第1項各号の取組を実施するに当たっては、市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要とされていることに留意すること。

第5 配置するコーディネーターについて

配置するコーディネーターについては、円滑な連携を推進するため、関係者とのコミュニケーション力、調整力、事業の企画運営力等を重視し、資格の有無は問わない。

他の業務と兼務する場合は、勤務時間等について明確に管理し、証拠書類によって勤務実態を確認できるようにすること。

第6 留意事項

本事業の補助対象となるのは、介護保険法に位置づけられた在宅医療・介護連携推進事業、又は、診療報酬若しくは他の補助金・交付金等で実施する事業と重複しないことが明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額が確認できるものに限る。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。

別表

在宅医療提供体制の充実を目的とする取組例
① 在宅医療における提供状況の把握及び災害時対応を含む連携上の課題の把握
② 以下の連携体制構築のための交流会、勉強会、講演会、検討会等
ア 関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築
イ 円滑な入退院体制の確保
ウ 災害時及び災害に備えた体制構築（災害時を想定した多職種連携、災害時の在宅患者の受入体制の確保、在宅医療機関に関するBCP（業務継続計画）等）
エ 高齢者施設（介護老人保健施設、介護老人福祉施設及び介護医療院）等と在宅医療関係機関との連携強化
オ 在宅医療において積極的役割を担う医療機関の整備に係る協議促進
③ 退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するための関係機関との調整
④ 在宅医療関係者に対する必要な知識・技能に関する研修
⑤ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発
⑥ その他、在宅医療提供体制の強化に資すると認められる取組